

洋野町

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>1 社会資本整備総合交付金の確保について 道路、橋りょう及び公営住宅をはじめとする社会資本整備は、まちづくり、町民福祉の向上、地域産業の振興、町民生活の安全・安心の確保からも重要な施策の一つであります。</p> <p>本町においては、まだまだ立ち遅れている道路や下水道、公営住宅等社会基盤の整備が欠かせない状況にあり、これら社会資本の整備にあたり、国土交通省所管の社会資本整備総合交付金を財源として事業を推進しておりますが、同交付金の要望額に対する交付割合が低く、大幅な減額となっていることから計画的な社会資本整備が進まない状況となっております。</p> <p>このような状況が続くことは、自主財源の少ない財政基盤の脆弱な本町にとりまして、まちづくりや地域産業の振興などに影響を与え、他の地域より社会資本整備が遅れることとなります。</p> <p>つきましては、東日本大震災からの確かな復興と人口減少対策をはじめとする、本町のまちづくりが計画どおり推進できるよう社会資本整備総合交付金の国における予算の確保及び要望額に対する十分な配分が図られるよう強く要望いたします。</p>	<p>平成28年度政府予算において、「社会資本整備総合交付金」及び「防災・安全交付金」を合わせた本県への配分額は、要望額に対して低い状況であり、県民の安全で安心な暮らしを守る防災施設等の整備や、物流を支える幹線道路ネットワークの整備、老朽化した橋梁などの社会資本の維持管理など、本県にとって必要な社会資本を適切に整備し、維持管理していくための予算が十分に確保されていない状況にあります。</p> <p>このため、「平成29年度政府予算提言・要望」として、知事が、平成28年6月7日に国土交通省等に対して「地方の社会資本整備を推進するための予算の確保」等について提言・要望したところで、</p> <p>今後とも、地方の社会資本整備を着実に推進するための予算の確保について国に提言・要望していきます。</p>	<p>県北広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>B</p>
<p>2 緊急防災・減災事業の継続について 東日本大震災を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災・減災等のために「緊急防災・減災事業債」が平成23年度に3年の限定で創設され、平成26年度に、平成28年度までを期限として継続されたところであります。</p> <p>本町では、防災の要となる久慈消防署種市分署が築42年を経過し、耐震診断の結果、耐震不足と診断され、先の東日本大震災においても外壁等に損傷を受け、停電時の対応にも脆弱性があったことから、同事業債を活用し、平成28年度から平成29年度までの2か年の継続事業として移転整備を進めているところであり、また、地方債充当率100パーセント、交付税算入率70パーセントと、他の事業債と比較して財源的に非常に有利な事業となっております。</p> <p>つきましては、財政基盤の脆弱な本町にとっては、非常に有利な制度であり、次年度も同事業による整備を継続したいことから、平成29年度以降も継続されるよう国への働きかけを要望いたします。</p>	<p>緊急防災・減災事業債については、これまで大規模災害時の防災・減災対策のために必要な施設の整備や情報網の構築等の事業に活用されており、来年度以降の県内需要も見込まれていたことから、県では国の平成29年度予算編成に向け、全国知事会を通じて防災・減災対策のための財源の確保を要望してきたところで、</p> <p>今回、平成28年12月22日に公表された平成29年度地方債計画において緊急防災・減災事業債が5,000億円計上され、期間についても東日本大震災に係る復興創生期間である平成32年度まで継続することとされました。また、対象事業についても指定避難所におけるWi-Fi等の整備事業、消防の共同化に伴う高機能消防指令センターの整備・改修事業など新たに3事業が追加されました。</p> <p>県においては、今後も県内市町村の状況を踏まえつつ、必要に応じて市町村の意見を国に伝えていくなど、適切に対応していきます。</p>	<p>県北広域振興局</p>	<p>経営企画部</p>	<p>A</p>

洋野町

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>3 道路施設の定期点検への財政支援について</p> <p>橋りょう等の道路構造物が急速に老朽化していくことを踏まえ、平成26年に道路法施行規則の改正が行われ、国が定める統一的な基準により、橋りょう・トンネル・横断歩道橋・門型標識・シェッド・大型カルバート等の点検を5年に1回の頻度で近接目視により行うことが道路管理者の義務として明確化されたところであります。</p> <p>この、公共施設の点検・調査等に要する経費については、社会資本整備総合交付金の対象となるものの、事業費の35パーセントは自治体負担となるものであります。</p> <p>また、一般的調査や経常的な点検・調査等の経費については、地方債の対象とならないものとされておりますことから、この経費は自治体負担となり、自主財源の少ない財政基盤の脆弱な本町にとりまして、公共施設の老朽化対策などに大きな影響を与えることとなります。</p> <p>つきましては、本町の公共施設の老朽化対策の取り組みが着実に推進できるよう定期点検経費の地方負担額への財政支援について、国への働きかけを要望いたします。</p>	<p>道路の老朽化対策については、各道路管理者が点検・補修をすることとされており、その財政措置については、これまでも国の防災・安全交付金などにより措置されているところですが、県としても、計画的に点検、診断、補修等を実施できるよう、国に対し財政支援を要望しています。</p> <p>御要望のあった、道路施設の定期点検に対する財政支援についても、今後も引続き国に対して働きかけていきます。</p>	<p>県北広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>B</p>
<p>4 県営地域用水環境整備事業の促進について</p> <p>平成17年に県営農地開発事業により完工した大野ダムは、平成22年度から県営地域用水環境整備事業により、ダム周辺の環境整備が進められているところであります。</p> <p>また、大野ダム周辺環境整備計画とダム周辺の水沢地域の地域づくり方針の連携により、当地域の活性化への相乗効果が期待されるとともに、水辺と緑に囲まれた豊かな自然は、地域の貴重な財産であり、大野ダム周辺の環境整備を推進することによる自然資源の保全・活用により、地域住民の憩いの場の創出と生活環境基盤の向上による地域コミュニティの活発化が期待されるほか、観光客の誘客による地域の活性化が図られるものと考えております。</p> <p>しかしながら、近年、事業実施の要望額を大幅に下回る予算配分となっており、平成27年度までの6年間の進捗率は50パーセント程度で、事業完了予定の平成31年度での完了が困難な状況が見込まれています。</p> <p>つきましては、事業完了年度までの計画的な事業実施に向けた予算確保が必要でありますので、特段のご配慮を賜りますよう要望いたします。</p>	<p>県営地域用水環境整備事業みずさわ地区は、大野ダムの適切な維持管理と、ダム湖周辺の環境を有効活用した地域の活性化を図るため、平成22年度からダム管理施設と景観・親水施設の整備を一体的に進めてきました。</p> <p>この事業は、国の農山漁村地域整備交付金により実施しているところですが、平成28年度の岩手県への配分は、要望額に対して約4割と大きく下回っており、地域の要望に十分に答えられていない状況にあります。</p> <p>このため県では、事業の計画的な実施に向け、引き続き必要な予算の確保を国に要望していきます。</p>	<p>県北広域振興局</p>	<p>農政部農村整備室</p>	<p>B</p>

洋野町

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>5 公共牧場の整備促進について</p> <p>本町の基幹産業である畜産経営の持続的な発展を図るためには、農家の経営規模拡大と低コスト化による生産性の向上が喫緊の課題となっております。</p> <p>そのような中、町内3カ所の公共牧場は、預託牛の受け入れや粗飼料の供給基地として、農家の規模拡大及び経営安定に大きく寄与しているほか、東日本大震災の際には、本県のみならず他県の被災地からも預託牛を受け入れるなど多大な貢献をしてきたところであります。</p> <p>また、T P P 協定交渉の大筋合意や飼料価格の高止まりなど、今後、農家の畜産経営への影響が懸念される中、公共牧場の役割はますます重要となっております。</p> <p>しかしながら、昭和40年代から50年代にかけて整備された本町の公共牧場は、いずれの施設も経年劣化等による施設の老朽化が著しい状況にあり、公共牧場の早期再編整備が必要となっております。</p> <p>つきましては、意欲ある農業者が将来展望をもって畜産経営に取り組めるよう、公共牧場整備事業に係る財政支援について、特段のご配慮を賜りますよう要望いたします。</p>	<p>畜産経営にとって、公共牧場は自給飼料を活用した省力管理・低コスト生産を実現する場であり、畜産振興を図る上でも重要な施設であります。</p> <p>洋野町では、町内3カ所の公共牧場のうち預託牛を受け入れている大野牧場について、預託機能を強化する意向であると伺っており、国庫補助事業を活用した施設の整備に向け、関係機関による検討を進めているところであります。</p> <p>県といたしましては、今後も公共牧場の機能強化を支援し、畜産振興を図って参ります。</p>	<p>県北広域振興局</p>	<p>農政部</p>	<p>B</p>
<p>6 八戸・久慈自動車道（高規格幹線道路）の早期整備促進について</p> <p>八戸・久慈自動車道は、年々整備が進められ、これまでに「久慈道路」3.2キロメートル、「八戸南道路」8.7キロメートル、「八戸南環状道路」8.6キロメートルが供用されております。本町の整備区間約23キロメートルにおいても事業化され、現在、用地取得をはじめ、工事の一部が着手されているところであります。</p> <p>本町は立地上、高速交通網の整備が立ち遅れており、距離的、時間的不利な条件を解消し、効果的で確実な流通環境整備と交流人口を増大するためにも、その整備が喫緊の課題であります。</p> <p>さらには、進行する少子高齢化社会において、医療・福祉といった住民の生命と健康を守り、安全で安心して生活できる地域社会を実現するため、高規格幹線道路整備の推進が特に重要であると考えております。</p> <p>また、東日本大震災においては、国道45号が各地で寸断され、多くの機能が失われた一方で、三陸沿岸の被災地において供用中の高規格道路が避難道路や緊急物資の輸送道路として極めて有効に機能し、「命を守る道路」としての重要性が改めて明確になりました。</p> <p>つきましては、東日本大震災からの復旧・復興に不可欠な「命の道」としての道路整備を推進するため、その予算を十分確保いただくとともに、安全で安心な生活環境を向上させるために極めて重要な高速道路網である「八戸・久慈自動車道」の早期完成を強く要望いたします。</p>	<p>三陸沿岸地域の早期復興のためには、高規格幹線道路や地域高規格道路による三陸沿岸の縦貫軸及び内陸と沿岸を結ぶ横断軸で構成される幹線道路ネットワークの構築が必要不可欠であると考えています。県ではこれらの復興道路等について、国の「『復興・創生期間』における東日本大震災からの復興の基本方針」に沿って着実に整備を進め、早期に全線完成することを国に対し要望しています。</p> <p>今後とも関係機関と調整を図りながら、国に対し早期全線完成に向けて働きかけを行ってまいります。</p>	<p>県北広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>B</p>

洋野町

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>7 幹線道路の整備促進等について            道路は、地域の住民生活、産業、経済及び社会活動を支える最も基本的な社会資本のひとつであり、今後の地域発展のためには、その整備をより一層推進することが必要不可欠であります。            特にも、県北地域は、高速交通網の整備が立ち遅れており、そのことが地域振興と産業経済の発展に大きく影響し、県内での地域間格差を生み出す大きな要因となっております。            また、市町村合併により旧町村間の地域活動が広範化・活発化する中、広域的幹線道路から市町村道に至るまで、道路網の体系的な整備をより一層推進する必要があります。            つきましては、地域間格差を解消し、地域の一体的・効率的なまちづくりを進めるため、下記路線の整備促進について、特段のご配慮を賜りますようお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 主要地方道八戸大野線（歩道整備）            2 主要地方道軽米種市線（歩道整備及び道路改良整備）            3 国道395号（道路改良整備）            4 一般県道明戸八木線（道路改良整備）            5 久慈市中心部から久慈東高等学校、夏井地区及び本町帯島・水沢地区を經由し、一般県道大野山形線に接続する路線（町道7.5キロメートル）の県道昇格</p>	<p>1 歩道設置について各地域から多くの要望があることから、必要性や緊急性の高い箇所から整備を進めています。            御要望の路線の歩道整備については、事業化の可能性について検討することとしています。（C）</p> <p>2 歩道設置等について各地域から多くの要望があることから、必要性や緊急性の高い箇所から整備を進めています。            御要望の路線の歩道整備並びに道路改良については、今後の交通量の推移、公共事業予算の動向、地域の沿道状況や県全体の進捗等を踏まえ検討していきませんが、早期の整備は難しい状況です。（C）</p> <p>3 本路線の道路改良整備については、平成26年度から赤石峠付近（軽米町側）の延長約0.7kmについて整備することとし、平成29年度の完成を目指しています。（B）            その他の区間については、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら検討していきませんが、早期の整備は難しい状況です。（C）</p> <p>4 本路線の道路改良整備については、平成27年度から小田の沢地区の延長約0.5kmについて整備することとし、平成29年度は用地補償を進め、工事に着手する予定です。（B）</p> <p>5 県道昇格については、市町村間を結ぶ道路など道路法に規定する認定要件を具備する必要があり、これらの要件を満たした路線について、地域の道路網における市町村道との機能分担や、整備・管理する必要性等を総合的に判断の上行うこととしており、現在のところ、御要望の区間の県道昇格は難しい状況です。（C）</p>	<p>県北広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>B・C</p>

洋野町

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>8 地域公共交通の維持確保対策について</p> <p>地域公共交通は、地域住民の暮らしに密着したものであり、特にも自家用車を持たない高齢者や児童・生徒にとっては、通院や通学など日常生活に欠かせない重要な交通手段となっております。</p> <p>本町における公共交通は、種市地区はJR八戸線を基幹として、3系統6路線を町営バスが、大野地区は3系統3路線を民間路線バスがそれぞれ運行しております。</p> <p>本町では、地域住民の生活交通手段の確保は重要な政策と捉え、財政状況が厳しい中であっても、町営バス3台による自主運行のほか、民間路線バス2路線は、本町と関係市町からの委託補助金により維持運行しているところであります。</p> <p>また、平成28年度以降の地域間幹線系統補助の被災地特例継続に伴い、激変緩和措置としての国庫補助を受けている民間路線バスの久慈大野線については、これまでも関係機関と共同で利用促進対策を講じているほか、町単独事業として、高校生を対象に地域生活バス路線利用促進奨励制度を設け、路線の維持確保に取り組んでおります。</p> <p>しかしながら、ここ数年の人口減に伴い利用者が減少している中においては、今後の国庫補助採択は、極めて厳しい状況が見込まれます。</p> <p>つきましては、東日本大震災からの復旧・復興を進める中であって、本町をはじめ本県沿岸地域はいまだ復興への途上にあることから、地域間幹線系統補助の激変緩和措置の継続並びに地域公共交通に係る積極的なご支援を賜りますよう要望いたします。</p>	<p>県では、地域間幹線系統確保維持事業の被災地特例の継続について、かねてより国に対して要望を行っており、平成32年度までの5年間補助要件を緩和する措置が行われることとなったところです。</p> <p>地域の公共交通の維持確保のためには、被災地特例が継続している間に路線の改善や利用促進等を図っていくことが重要と考えており、県においては、この取組みを支援するため、公共交通活性化支援チームの派遣等を行っております。</p> <p>県としては、引き続き激変緩和措置の継続を国に働きかけるとともに、持続的な地域公共交通の確保を図るため、貴町と連携して取り組んでいくことにより、補助路線の維持・確保に努めていきます。</p>	<p>県北広域振興局</p>	<p>経営企画部</p>	<p>B</p>

洋野町

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>9 企業誘致の推進について</p> <p>本町では、就業場所の不足等により、高校新卒者をはじめとする若年者の町外流出による人口減少が大きな課題となっており、これまでも県当局の支援をいただきながら企業誘致に取り組んで参りましたが、未だ課題の解決に至っていないところであります。</p> <p>県では、企業立地促進奨励事業費補助金において、沿岸・県北等地域への補助率の特例や「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」採択企業への補助限度額の特例を設け、県内他地域より有利な制度を講じているところであり、引き続きご支援賜りたいと存じます。</p> <p>つきましては、本町の課題解決を図るため、下記事項について、特段のご配慮を賜りますよう要望いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 雇用機会の安定的な拡大を図るため、豊かな農林水産物を活用した食料品製造業をはじめ、繊維工業、電気機械器具製造業などの本町への企業の誘致</p> <p>2 企業立地促進奨励事業費補助金の特例措置の継続</p>	<p>1 県では、県北地域産業活性化基本計画の指定集積業種でもある「食産業」などの地域資源を生かし得る企業の誘致に取り組んでいるところです。</p> <p>また、「特定区域における産業の活性化に関する条例」等に基づく不動産取得税などの地方税の減免措置や、平成26年度から「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」（以下「津波補助金」という。）採択企業に対して補助金減額分を補填する特例措置を設けた企業立地促進奨励事業費補助制度をPRしながら、今後も積極的に取り組んでいきます。</p> <p>なお、特定区域制度は、企業誘致に一定の効果を発揮すると考えられることから、貴町においても、企業に対して津波補助金と事業用地の特定区域指定を併せて提案するなど、制度を有効に活用していただくようお願いいたします。</p> <p>また、企業誘致は、地域の情報発信が重要であることから、県としても貴町と一体となって、情報共有や同行訪問など緊密な連携を図りながら、優良企業の誘致に取り組めます。</p> <p>2 企業立地促進奨励事業費補助制度においては、平成26年度から、津波補助金採択企業が国の審査により補助金を減額された場合においても補助事業を継続できるよう、当該減額分を本補助制度により補填するものとし、補助率を改正（10分の2以内⇒10分の3以内）したところです。</p> <p>津波補助金については、実施年度が平成30年度まで3年間延長されたところであり、これに伴い当該補助率を継続して適用しています。</p> <p>また、県北広域については、平成29年度から、対象業種の拡大や補助要件の緩和を行うこととしています。</p>	<p>県北広域振興局</p>	<p>経営企画部</p>	<p>B</p>

洋野町

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>10 再生可能エネルギー導入に向けた支援について</p> <p>東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故を起因としたエネルギー供給への不安や、平成24年7月からの再生可能エネルギー固定価格買取制度の開始により、再生可能エネルギーへの関心が高まっております。</p> <p>本町においては、平成25年度に県からご支援をいただき、再生可能エネルギーの活用の方向性を定めた「洋野町再生可能エネルギービジョン」を策定し、再生可能エネルギーの利活用の向上を目指しており、これまでに大規模太陽光発電施設の建設や風力発電の調査が行われるなど、エネルギーの地産地消と再生可能エネルギーを活かしたまちづくりに取り組んでいるところであります。</p> <p>一方で、再生可能エネルギーの導入を促進していくうえで、三陸沿岸地域の既存の送電網は脆弱であり、当地域における電力供給の安定を図るためには、送電網の強化が大きな課題と捉えております。</p> <p>つきましては、三陸沿岸地域の復興に大きく寄与することが期待される再生可能エネルギーの導入に向けて、早期に送電網の強化が図られますよう要望いたします。</p>	<p>再生可能エネルギーの導入促進を図るためには、送電網の強化が不可欠であることから、これまでも機会を捉えて国に対し要望を行っており、今後も要望を継続していきます。</p> <p>なお、電力インフラが脆弱な地域においては、接続費用が買取価格で想定する費用を上回るなど、地域間格差が生じており、本県の恵まれた再生可能エネルギー資源を活用して大規模発電施設の立地を推進するためには、送電網の増強支援とともに、接続費用の地域間格差解消に向けた施策の展開が必要であると認識しています。</p> <p>国においては電力システム改革の一環として、平成27年4月に、全国規模での電力系統の運用調整を担う広域的運営推進機関が設立され、送変電設備の増強が必要な地域における、複数事業者の共同での設備増強により費用負担の軽減が図られるよう、調整機能を果たすこととなったところです。</p> <p>県においては、このような新たな取組の効果や、市町村や事業者等との意見交換等も通じて、今後とも課題解決に向けた検討を進めていきたいと考えています。</p>	<p>県北広域振興局</p>	<p>経営企画部</p>	<p>B</p>
<p>11 東日本大震災からの復旧・復興への財政支援について</p> <p>東日本大震災からの復旧・復興事業については、これまで国庫補助率のかさ上げや東日本大震災復興交付金制度の創設、震災復興特別交付税等としての地方交付税の増額など強力にご支援をいただき、復旧・復興に向けて鋭意取り組んできたところでありますが、復旧・復興事業は膨大かつ長期にわたることから、未だその途上にあります。</p> <p>このため、平成28年度以降においても、集中復興期間の延長とこれまで同様の財政支援措置の継続を強く要望してきたところでありますが、国では、平成28年度からの5年間を「復興・創生期間」と位置付け、その期間の復旧・復興事業の一部事業において、事業費の1～3パーセント程度の自治体負担を定めることを決定しております。</p> <p>このことは、財政基盤の脆弱な被災自治体にとっては、負担割合が僅かであっても影響が大きいことから引き続き国等の強力な支援が必要です。</p> <p>つきましては、被災地の本格復興への着実な推進に向けて、復旧・復興が完了するまで、東日本大震災復興交付金や震災復興特別交付税、「復興枠」による別枠での予算確保など国による特例的な財政支援が継続されるよう、国への働きかけを要望いたします。</p>	<p>平成28年度以降の復旧・復興事業については、平成27年6月に政府方針が決定され、本県が平成28年度以降5年間の復興事業費として見込んでいたほぼその全額を国費対象額として措置されたところです。</p> <p>政府方針の決定に当たっては、県・市町村・町村会合同要望など市町村や他県と連携し、強力に国への要望活動を行ったところであり、本年6月には「復興に必要な予算の確実な措置」について、県として要望を行ったところです。今後とも、被災地域の復興のために必要な取組が確実に実施されるよう、復興が完了するまでの間、必要となる費用の確実な予算措置を求めていきます。</p>	<p>県北広域振興局</p>	<p>経営企画部</p>	<p>B</p>

洋野町

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>12 久慈地区斎場までのアクセス道路整備について  久慈地区斎場が平成25年8月に久慈市大川目地区から同市侍浜地区に移転新築されたことに伴い、本町大野方面からの最短距離による路線ルートが増加しております。  このルートは、大野方面から国道395号を通り、阿子木地区からJR侍浜駅までの一般県道侍浜停車場阿子木線を経由し、久慈市の市道である北野線から国道45号を利用するルートであります。橋や道幅が狭く、大型バス等の通行に不便であり、今後、交通量の増加も見込まれ、通行に支障を来す事態も想定されます。  つきましては、利用者の安全・安心の確保と利便性の向上を図るため、一般県道侍浜停車場阿子木線の道路改良整備について、特段のご配慮を賜りますよう要望いたします。</p>	<p>一般県道侍浜停車場阿子木線の未改良区間の整備については、交通量の推移、公共事業予算の動向等を見極めながら検討していきますが、早期の整備は難しい状況です。</p>	<p>県北広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>C</p>
<p>13 二級河川の整備について  二級河川有家川、高家川、大野川、川尻川の整備については、災害復旧事業、小規模河川改修事業等で逐次改修していただいておりますが、改修後数十年が経過し、護岸の老朽化及び河床洗掘等により決壊の恐れのある箇所も出ている現状にあります。  また、土砂堆積、立木の放置などを起因とする大雨による災害が憂慮されているほか、堤外水路への農業用水の取水にも支障を来しており、地域住民から河川障害物除去の要望が強く出されております。  つきましては、当地域を災害から守り、安全・安心な生活を確保するため、下記事項について、特段のご配慮を賜りますよう要望いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 二級河川大野川明寿橋から東大野橋間の護岸整備（約0.7キロメートル）</p> <p>2 町内二級河川の障害物除去対策費の増額</p>	<p>1 明寿橋付近の上下流区間について、平成27年度に遊歩道護岸工事を実施しているほか、大野川上川原橋下流左岸の河床、河岸の洗掘が著しい部分について、洗掘防止工事を実施しています。（B）  この他の区間については、周辺の土地利用状況などを踏まえ、治水対策の中で緊急性、重要性を勘案しながら事業化の時期を検討していきます。（C）</p> <p>2 平成28年度においては、出水期前に、河川内の土砂の堆積が著しい有家川明戸地区の約300m区間において、堆積土の掘削を実施しています。（B）  河川の維持管理については、今後とも、流水の阻害となる土砂の堆積が著しい箇所の掘削を行うとともに、貴町や住民の協力を得ながら支障木の伐採等を行うなど、適切な維持管理に努めていきます。  なお、残土捨場の確保など貴町の御支援をお願いします。（C）</p>	<p>県北広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>B・C</p>

洋野町

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>14 風評被害防止対策の推進について</p> <p>東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質の影響により、本町においても農林水産業や製造業、観光業など産業全体にわたり、大きな影響を受けております。</p> <p>このことから、国・県においては、食品中の放射性物質の新たな基準を設けるなど、安全・安心の確保に取り組まれており、本町においても放射性物質濃度測定事業を自主的に実施しております。</p> <p>しかしながら、これまでに岩手県内農林水産物等の一部から基準値を超える放射性物質が検出されたこともあり、国の示した暫定許容値以下であっても根拠のない風評により、震災からの復興を目指す農林漁業者等に悪影響を及ぼしております。</p> <p>つきましては、放射性物質濃度の検査体制及び農林水産物の生産環境の安全性確保などの取り組みを継続するとともに、特に安全・安心な農林水産物を生産しているという現状を消費者に積極的にアピールし、風評被害防止について、万全の措置を講じられますよう要望いたします。</p>	<p>1 農林水産物の放射性物質濃度の検査体制及び生産環境の安全性確保について</p> <p>県では、四半期ごとに作成する「県産農林水産物の放射性物質濃度の検査計画」に基づき、穀類、野菜類、果実類、特用林産物、畜産物及び水産物を対象に継続的な検査を実施しています。</p> <p>また、県内で生産される農林水産物への放射性物質の影響を回避するため、牧草地除染後の牧草及び原木・ほだ木等の放射性物質濃度の検査を実施するなど、生産環境の安全性の確保に努めています。</p> <p>2 風評被害防止について</p> <p>県では、定期的に県産農林水産物の放射性物質を検査し、その結果をホームページ等を通じて県内外に広く情報提供するほか、雑誌やポスター等による県産食材のPR、県産食材を取り扱う県外の飲食店を対象とした産地見学会の実施やレストラン等における食材PRレセプションの開催などを通じ、県産農林水産物の安全・安心や産地の魅力を発信し風評被害の防止に取り組んでいるところです。</p> <p>また、市町村や生産者団体等が行う風評被害の払拭に向けた物産展等の開催を支援し、消費者の信頼を確保するとともに、県産農林水産物の販路回復・拡大に向けた取組を行ってまいります。</p>	<p>県北広域振興局</p>	<p>農政部、林務部、水産部</p>	<p>B</p>
<p>15 八木港の静穏域確保（越波・うねり対策）について</p> <p>昭和63年度から供用開始されております地方港湾八木港は、東日本大震災大津波により甚大な被害を受けたところでありますが、県ご当局のご尽力により、護岸や防波堤などは既に復旧されたところであります。</p> <p>しかしながら、近年の気象の変化や温暖化などにより、大型低気圧や台風等による高潮、高波が発生しやすく、襲来する波が防波堤や護岸及び港口から越波・越流し、港内に係留している漁船が安全に停泊することが困難なうえ、うねりなどにより船の航行に支障を来している状況にあります。</p> <p>つきましては、船の安全が確保されることにより、漁船や外来船等の停泊の増加が見込まれ、町営八木魚市場の水揚げの増大が図られるとともに、台風をはじめ高潮・津波など、有事の際の八戸港と久慈港の中間避難港としての役割が確保されるものと存じますので、越波及びうねり対策による港内静穏域の確保のための改修事業を継続いただき、早期の完成が図られますよう要望いたします。</p>	<p>八木港の静穏域確保対策については、平成26年度に事業化したところであり、平成28年度は、北港第1防波堤の消波ブロック設置工事を進めています。</p> <p>今後も、貴町や漁業関係者等と調整を図りながら、早期に事業効果が発現できるよう、事業推進に努めてまいります。</p>	<p>県北広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>B</p>